

厚木市公契約条例対象事業者・労働者向けアンケート 集計結果

アンケート実施期間:平成27年6月1日～平成28年3月31日

事業者向け【対象事業者数:33者、回答件数:18者】 回答率54.5%

労働者向け【対象労働者数:465人(台帳の提出人数)、回答件数:443人】 回答率95.1%

アンケート集計結果概要

公契約条例について、84%の事業者は「理解できている」「ほぼ理解できている」との回答であった。

労働報酬下限額等の労働者への周知方法について、全事業者が周知を実施しており、そのうち44%の事業者が「作業場等への掲示」により周知をしていた。

労働報酬下限額の適用について、65%の労働者が「知っている」と回答し、そのうち、33%の労働者が「作業場等への提示」、24%が「口頭による説明」で知ったとの回答であった。

公契約条例に対する労働者からの事業者への相談や質問については、2件あった。

労働報酬下限額が適用される案件の賃金について、「概ね増加している」と回答した事業者は、時間単価・月額単価共に56%であったが、労働者では「いつもと変わらない」との回答が63%で、次いで「いつもより低い」が19%であった。

労働環境の整備について、50%の事業者は「効果があった」「今後効果があると考える」との回答であった。

労働意欲の向上への効果について、66%の事業者は「効果があった」「今後効果があると考える」と回答し、49%の労働者が「労働意欲の向上につながると思う」との回答であった。

仕事の質の向上について、42%の労働者が「質の向上につながると思う」と回答したのに対し、「質の向上につながる効果があった」と回答した事業者は17%、33%が「今後効果があると考える」との回答であった。

地域経済の活性化について、50%の事業者が「効果があった」「今後効果があると考える」との回答であった。

台帳の提出等について、72%の事業者が「見直しの必要はない」との回答であった。

労働報酬下限額の設定金額等について、72%の事業者が「課題はない」との回答であった。

公契約条例について、50%の労働者が、「必要である」との回答であった。